

# 【補助金】 外来対応医療機関確保事業の御案内

感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の診療に対応できる体制への段階的移行を支援していくため、新たに「埼玉県指定診療・検査医療機関」（国名称：外来対応医療機関）となる場合に必要となる初度設備等の支援することを目的とする補助金です。

## 1 補助対象について（★要指定 埼玉県指定 診療・検査医療機関）

令和5年3月10日以降に新たに※1埼玉県指定診療・検査医療機関（5月8日以降の国名称：外来対応医療機関）の対応を行い、令和5年度中は同医療機関の対応を行う※2保険医療機関

※1 令和5年3月9日以前に診療・検査医療機関として指定を受け、その後指定を解除し、3月10日以降改めて指定を受けた場合、または令和2～4年度に帰国者・接触者外来設備整備事業を含む設備整備事業の申請を行っている場合には、本事業の申請対象外となります。

※2 令和6年3月31日までに対応を継続しないこととなった場合には、補助金返還や交付決定取消となります。（なお、指定解除時期にかかわらず全額が補助対象外となります。）

## 2 補助対象設備及び上限額

初度整備費                      1 医療機関当たり                      500,000円

<具体的な対象経費の例> ※（ア）～（オ）に該当するものに限る。

- （ア）患者案内のための看板の設置料
- （イ）ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- （ウ）換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- （エ）医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
- （オ）非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

※令和5年4月1日以降に生じた経費が対象です。

## 3 申請方法等の詳細について

事業に関する事業実施要綱、補助金交付要綱、様式、Q & Aなどについては、埼玉県ホームページに掲載していますので、御覧ください。

また、提出する様式については、ダウンロードして提出してください。

申請期限は**令和5年9月22日（金）**です。

※外来対応医療機関設備整備事業も併せて申請できます。

県ホームページ [https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi\\_r5.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5.html)



【お問い合わせ先】 確保事業受付事務局    TEL 050-3623-2498



# 【補助金】 外来対応医療機関 **設備整備** 事業の御案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）を確保することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする補助金です。

## 1 補助対象について（★要指定 埼玉県指定 診療・検査医療機関）

令和5年4月1日又は診療・検査医療機関指定日のどちらか遅い日にち から  
9月30日まで

新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある（診療予定含む）※外来対応医療機関等（本県においては、診療・検査医療機関）とし、具体的には次のとおり。  
・帰国者・接触者外来、指定診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）

※患者の受け入れ実績等については申請時点で要件を満たしていなくても申請は可能ですが、令和5年9月30日時点で患者の受け入れ実績等がない場合、令和5年5月8日以降に実施した当該事業は補助の対象となりません。

## 2 補助対象設備及び上限額

- H E P A フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）  
1 医療機関当たり 905,000円
- H E P A フィルター付きパーテーション 1 台当たり 205,000円
- 個人防護具 1 人当たり 3,600円/日
- 簡易ベッド 1 台当たり 51,400円
- 新型コロナウイルス感染症患者を診察した医療機関において、消毒、清掃を行う費用（委託料、役務費に限る。） 実費相当額
- 簡易診療室及び付帯する備品 1 式当たり 実費相当額

※診療・検査医療機関の指定を受けた日以降に生じた経費が対象です。

## 3 申請方法等の詳細について

事業に係る事業実施要綱、補助金交付要綱、様式、Q & A などについては、埼玉県ホームページに掲載していますので、御覧ください。  
また、提出する様式については、ダウンロードして提出してください。

申請期間は令和5年9月22日（金曜日）※です。

※令和5年3月10日以降診療・検査医療機関の指定を受け、令和2年度～4年度設備整備事業の申請を行っていない医療機関に限る。

県ホームページ [https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi\\_r5.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5.html)



【お問い合わせ先】 確保事業受付事務局 TEL 050-3623-2498



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」